

事業主(労働保険事務組合)のみなさまへ

## 電子申請を利用した年度更新手続について

- ・ 労働保険の適用徴収関係手続については、電子申請及び電子納付の受付が平成15年度から開始されており、年度更新手続についても従来の紙による手続と同様に、電子申請によっても行うことができます。
- ・ 電子申請を利用することにより、都道府県労働局、労働基準監督署又は金融機関の窓口へ出向くことなく、夜間・休日についても年度更新手続を行うことができます。
- ・ 年度更新申告書を電子申請した場合は、電子納付を行うことができます。(延納(分割納付)の申請をしたことによる第2期分以降の納付については、年度更新申告書を電子申請していない場合も電子納付を行うことができます。)

### 年度更新申告書の電子申請には「アクセスコード」をご使用ください

#### ○ 「アクセスコード」とは…

郵送された年度更新申告書の、あて先労働局名の右隣に印字されている8桁の英数字が「アクセスコード」です。

#### ○ 「アクセスコード」を使用するのは…

電子申請の一連の手続の中で、様式をダウンロードした後に労働保険番号と「アクセスコード」を入力します。

#### ○ 「アクセスコード」を使用すると…

年度更新申告書にあらかじめ印字されている内容(労働保険番号、保険料率等)と同じ項目を電子申請様式に取り込むことができます。これにより、前年度申告内容等を改めて入力し直す手間が省けます。

### 電子証明書の取得

#### 電子申請を行うにあたっては、「電子証明書」が必要となります。(※)

取得費用及び取得方法については、下記ホームページ等にて、労働保険適用徴収・電子申請システムで利用可能な電子証明書を発行している認証局をご確認のうえ、各認証局にお問い合わせください。

- \* 社会保険労務士がアクセスコードを使用して電子申請による年度更新手続を行う場合は、事業主の電子署名を省略することができます。

### 添付書類等の添付可能な枚数について

これまで、労働保険適用徴収・電子申請システムにおいて、年度更新手続の場合、年度更新申告書を除くと添付書類が4枚までしか添付できませんでしたが、平成20年度から、添付書類が最大100枚(※)まで添付可能となります。

※ 年度更新申告書を含めた様式・添付書類の合計枚数は最大101枚となります。

### 電子申請ソフトのバージョンアップについて

平成20年4月1日以降については、送信する様式・添付書類の枚数を問わず、最新版ソフト(バージョン6.001s(平成20年4月1日からダウンロード可能))を使用する必要があります。

電子申請等の詳しい内容については

**「労働保険適用徴収・電子申請お知らせページ」** (<http://jp.roho-chosyu.mhlw.go.jp/>)

をご覧ください。

また、電子申請の操作方法等については

**「労働保険電子申請サポートセンター」**

**(電話番号:0570-063154、受付時間:平日の9時から17時まで)**

へお問い合わせください。

- ※ 「厚生労働省電子申請・届出システム」は平成20年2月1日をもってe-Govに移行しましたが、「労働保険適用徴収・電子申請システム」は当面の間、現在のままご利用ください。